

船橋市都市再生整備計画事業事後評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の都市再生整備計画事業について、本市が行う当該計画の目標の達成状況等に係る評価の手続き等の審議を行うため、船橋市都市再生整備計画事業事後評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(役割)

第2条 評価委員会の役割は次の各号のとおりとする。

(1) 事後評価手続き等に係る審議

評価委員会は、事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果についてその妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。

(2) 今後のまちづくり方策等に係る審議

評価委員会は、今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 評価委員会は委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事項が完了するまでとする。

(委員長等)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は、必要な時期に事務局が召集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 評価委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 評価委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 評価委員会の会議は、「船橋市情報公開条例」(平成14年3月29日船橋市条例第7号。以下「条例」という。)第26条に基づき、原則、公開とする。ただし、同条各号に該当する場合、委員長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。この場合、委員長が必要と認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(委員の公務災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償する。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、評価委員会に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員の職務を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、都市計画部都市政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。